

議 第 45 号

令和 2 年 2 月 20 日提出

熊本市消防事務に関する手数料条例の一部改正について

熊本市消防事務に関する手数料条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市消防事務に関する手数料条例の一部を改正する条例

熊本市消防事務に関する手数料条例（平成 12 年条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 の 8 の項中「又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器」を「、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮水素自動車燃料装置用容器」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（提出理由）

高圧ガス保安法関係手数料令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（令和元年政令第 188 号）の施行による地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成 12 年政令第 16 号）の一部改正に伴い、本市もこれに準じ、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。